

○文部科学省告示第五十五号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十四条、第九十六条第一項、第二百二十九条及び第三百三十三条第一項の規定に基づき、高等学校学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年三月三十一日

文部科学大臣 末松 信介

高等学校学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の一部を改正する告示

第一条 高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章 総則 第5款 生徒の発達の支援</p> <p>2 特別な配慮を必要とする生徒への指導</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p><u>ウ 日本語の修得に困難のある生徒に対して、学校教育法施行規則第86条の2の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、日本語の能力に応じた特別の指導（以下「通級による日本語指導」という。）を行う場合には、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、通級による日本語指導における単位の修得の認定については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による日本語指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。</u></p> <p><u>(イ) 学校においては、生徒が通級による日本語指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による日本語指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による日本語指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則 第5款 生徒の発達の支援</p> <p>2 特別な配慮を必要とする生徒への指導</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導</p> <p>ア [同左]</p> <p>イ [同左]</p> <p>[項を加える。]</p>

位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

(3) [略]

(3) [同左]

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二条 特別支援学校高等部学習指導要領（平成三十一年文部科学省告示第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第2節 教育課程の編成</p> <p style="text-align: center;">第5款 生徒の調和的な発達の支援</p> <p>2 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p><u>(3) 日本語の修得に困難のある生徒に対して、学校教育法施行規則第132条の3の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、日本語の能力に応じた特別の指導（以下「通級による日本語指導」という。）を行う場合には、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、通級による日本語指導における単位の修得の認定については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による日本語指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 学校においては、生徒が通級による日本語指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による日本語指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による日本語指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第2節 教育課程の編成</p> <p style="text-align: center;">第5款 生徒の調和的な発達の支援</p> <p>2 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) [同左]</p> <p>[項を加える。]</p>

定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。